東深沢町会会則

第1条(名称、事務所)

この会は、東深沢町会と称する自治会で、事務所を東深沢集会所におく。

第2条(目的)

この会は、 会員相互の親睦融合・文化教養の向上・健康快適な環境の保持・地域の安全と福祉につとめ、心豊かな地域社会の実現をめざす。

第3条(会員)

この会の会員は、 深沢3丁目及びその周辺に居住する者及び事業を営む者で、この会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めた者とする。

第4条(理事)

地区の会員を代表しこの会の運営に当る者を理事といい、次に定める地区ごとに会員として1年以上の経験者の中からその地区内の会員の選挙により選出される。

第5条(地区・理事数)

1.地区及び理事基準数は次のとおりとする。

名称 　　　地 区　　　　　　　　理事基準数

第1地区 　深沢3丁目　 1～ 3　　　　　4

第2地区　　〃　　　　 4～ 6の一部　　5

第3地区　　〃　　　　 7～ 9　　　　　4

第4地区　　〃　　　　 10～12 　　4

第5地区　　〃　　　　 13～19 　　 4

第6地区　　〃　　　　 21～24 　　 4

第7地区　　〃　　　　 20,25,26 　　 4

第8地区　　〃　　　　 27～31 　　 2

2.地区を代表する理事を地区長といい、 その地区の理事の中から互選される。

3.周辺地域に会員が出来た場合は、 上記の地区に最も近い地区に包合する。

4.理事の基準数は、必要に応じて若干増減することができる。

第6条(会長)

会長の選出は会長選出委員会を設置し会長候補を理事会に推薦の上議決を得て会長に就任し、会を代表して会務を統括する。

第7条(副会長)

副会長は、理事または理事経験者の中から会長が委嘱し、会長を補佐すると共に会長事故あるときはこれを代行する。

第8 条(財務)

財務は、 理事又は理事経験者の中から会長が委嘱し、会運営上の財政面全般にわたる事項を担当する。

第9 条(常任理事)

会長・副会長・財務・相談役・顧問・民生児童委員及び部の部長を常任理事とする。

第10 条 (部)

この会に次の部をおき、それぞれの職務を分担する。

(1)総務部

会の運営全般にわたる事項、企画、遂行上の事務(各会議・情報の伝達・各官庁及び団体との連絡)その

　　　他

(2)文化・福祉部

文化・福祉面に関する事項(成人式の行事・桜まつり・ラジオ体操の会・納涼踊りの会・敬老の日の行事・親睦会・新年会・献血・災害保険・各種募金等)

(3) 防災・防火部

防災・防火の全般に関し、会員の意識を高め、予防に当る(初期消火防災・防火訓練・市民ポンプ及びD型ポンプ隊の編成・訓練等)防災資材・器具等の調達・保管等。

2.別に定める東深沢町会防災防火部規約に基づく組織による訓練を随時行なう。

(4)防犯・交通部

すべての犯罪の防止・交通安全等に関する事項(防犯パトロール・防犯宣伝・防犯に関する指導・訓練・交通安全運動等

(5)環境・衛生部

生活環境・衛生面に関する事項(道路・商店・衛生施設・公園の美化・ゴミ処理の問題・薬剤の頒布等)

第11条(部長・補佐員)

各部の職務を分担する理事及び部を代表する部長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

2.理事のほかに補佐員を必要とする場合は、会員の中から常任理事会が会長名で委嘱する。

第12条(会計監查)

(1)会計監査は2名を会員の中から推薦により選出し、理事会が委嘱する。

(2)会計監査は、財政運営上不当の有無を監査し、その結果を年次総会において報告する。

第13条(任期)

会長の任期は4年とする。

2.理事及び会計監査、相談役、 顧問の任期は2年とし、再選を妨げない。任期満了前に交替があった場合は、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第14条(顧問、相談役)

この会に顧問、相談役を置くことが出来る。顧問、相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第15条(機関)

この会の機関及び権限は次の通りとする。

(1)年次総会:会員の半数以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、毎年1回年度末から3ヶ月以内に会長が召集し次の事を行なう。

イ、 会則の変更の議決

口、 前年度事業報告の承認及び本年度事業計画の議決

ハ、前年度決算の承認及び本年度予算の議決

ニ、常任理事の任免

(2)臨時総会:緊急事態に際し、会員の署名が3分の2を超え、または理事会が要請した場合に召集し、該当事態についての議決を行なう。

(3)理事会:理事を構成員とし、 常任理事会の報告を受け、会務を審議、議決、実行する。

(4)常任理事会:常任理事を構成員とし、日常の業務を円滑に行なうための諸条件を審議し、理事会に報告する。

(5)委員会:必要に応じ、随時適任者をもって構成し、その結果を上記の機関に報告する。

第16条(議 決)

各会議の議決は議長を除く出席者の過半数の意思で決定する。

2.賛否同数の場合は議長が決定する。

第17条(財 政)

この回の財政運営は、 次の収入でまかなう。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 助成金

(4) 雑収入

2.会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第18条(会費)

会費は世帯及び事業所単位に納める。

2.会費の額及び徴収方法は別に定める。

第19条(改正等)

この会則及び別に定める施行細則に疑義が生じ、または改正の必要が生じた場合は理事を構成員とする規約改正委員会を設けて討議しその結果を理事会に提案し統一見解による改正案をまとめ総会に上程しその議決を得なければならない。

第20条(施行細則)

この会則を施行するために必要な事項は、施行細則で定める。

付則 この会則は 昭和56年5月10日制定

昭和59年5月13日一部改訂

昭和60年5月19日 発効

昭和60年5月19日 防災団を統合し改訂

平成元年5月21日一部改訂

平成7年5月28日一部改訂

平成17年5月22日定期総会にて承認、一部改訂

平成26年5月25日一部改訂(9条13条14条)

施行細則

第1条(会長の選出)

会長の選出にあたり会長推薦委員会(会長・副会長・財務・各部部長により構成)を設置し会長候補を理事会に推薦、議決を得る。

第2条(理事の選出)

理事は、地区内の会員相互の選挙により選出する。選挙の方法は記名または無記名の投票による。

第3条(任期)

理事及び会計監査の任期は年次総会の日から始まり、任期満了年次総会の日に終る。

2在期満了前に欠員を生した場合はすみやかに補充する。この場合の選出方法もそれぞれ本来の選出方法に従う。

第4条(年次総会の召集)

年次総会の召集通知は、開催日の10日以上前に全会員に通知しなければならない。

第5条(臨時総会)

会員が臨時総会の関催を要請するときは、署名簿(連名でよい)を地区長を経由し総務部長に提出する。

この署名簿には審議案件を記載しておかなければならない。

2.総務部長は、 提出された署名簿に受付日を付し、有効署名数を確認し直ちに会長に連絡する。会長は署名簿の最終受付日から起算して20日以内に総会の開催日を定め、 その旨を会員に通知しなければならない。

3.理事会が臨時総会の開催を要請した場合は、議決の日から20日以内に総会を開催しなければならない。

第6条(会費)

会費の額は、 1世帯・1事業所につき1ヶ月200円とする。

2.学生などの単身世帯は、1ヶ月あたり100円とする。

3.会費は毎月納入するものとするが、 数か月分を前納しても差し支えない。

4.会費は、財務が発行した受領印がある領収書と引替に、地区担当理事に現金で納入するものとする。

5.退会の場合は既納会費は返納しない。

第7 条(マンション・アパート等)

マンション・アパート等の各室居住者はそれぞれ1世帯とし、管理者が居住している場合は1世帯、いない場合は1企業と見做す。

第8条(弔 慰)

会員に不幸があった場合は、弔慰金を呈して哀悼の意を表す。

2.弔慰金の額は次の通りとする。だだし、災害等特殊の場合においてはこの限りではない。

(1)世帯主逝去のとき 5,000円

(2)同居家族逝去のとき 3,000円

第9条

(1)栄誉規定 公共団体などにより、 受賞した町会員には理事会の承認を経てお祝いを進呈する。金額については理事会の承認による。

(2)祝賀規定 東深沢町会員と生計を同じくする家族で、小学校新入一年生には理事会の承認を経てお祝いを進呈する。金額については、理事会の承認による。

(3)罹災家庭に対し、理事会の承認により対応する事ができる。

付則 この付則は 昭和56年5月10日制定 平成元年5月21日一部改訂

昭和59年5月13日一部改訂 平成14年5月26日一部改訂

昭和60年5月19日発効 平成17年5月22日定期総会にて承認、一部改訂

昭和60年5月19日改訂 平成20年5月7日一部改訂

昭和61年5月18日一部改訂

**東深沢町会防災防火部規約**

第 1条 (名称)

この部は東深沢町会防災防火部と称し、本部を町会長宅とする。

第2条 (目 的)

この部はこの地区住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災防火活動を行なうことにより災害発生防止に努め大規模な災害(地震その他)が発生したときはその被害を最小限度に止めるべく平素その訓練をして災害に対する不安を除き、安定した生活を営む事を目的とする。

第3条 (議事)

上記の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1)防災防火にかんする知識の普及を図る。

(2)防災防火の訓練を組織的に行い、非常時に備える。

(3)防災防火資材・器具の調達・保管・管理などを行なう。

(4)防災防火に関する調査・情報の収集宣伝・初期消火・救出救護・応急対策に関し周知、徹底を図る。

(5)その他この部の目的を達成するために必要な事項。

第4条 (役 員)

この部に役員を置く。

(1) 本部長 (町会長) 1名

(2) 副本部長 若干名

(3) 情報・連絡部長 1名

(4) 防火部長 1名

(5) 救護部長 1名

(6) 避難・誘導部長 1名

2.必要に応じて各部の副部長を若干名おくことができる。

3.役員は町会長が委嘱する。

4.役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条(役員の任務)

(1) 本部長は、この部を代表し、業務を統括し、災害発生時には応急活動の総指揮に当たる。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 各部長及び副部長は、それぞれ各部の事業の執行にあたる。

第6条(部)

この部の事業を次の各部が分担する。

(1) 情報連絡部 イ、平常時 - 防災意識の高揚・防災意識の普及・防災事業計画

口、被災時 - 情報の収集・伝達・災害防止広報

(2) 防火部 イ、平常時 - 火気使用法の指導・消火体制の整備・初期消火訓練

口、被災時 - 初期消火・出火警戒

(3) 救護部 イ、平常時 - 救出救護訓練・防災資機材備蓄品等の調達・管理

口、被災時 - 物資配分・炊出し・救出・救護

(4) 避難誘導部 イ、平常時 - 防災点検・避難訓練

口、被災時 - 避難誘導

第7条(部員)

1.各部がその業務を執行するに当り部員を必要とする部には、若干名の部員をおくこととする。

2.部員は町会長が委嘱する。

第8条(会議)

この部の事業の執行に当り、次の集会を開き、会議を行なう。

(1) 役員会: 役員を構成員とし、必要に応じて本部長が召集する。

(2) 部会: 部員を構成員とし、必要に応じて部長又は本部長が召集する。

第9条(会計)

この部の財政及び会計は東深沢町会に含める。

付則 この規約は60年5月19日より発効する。

この規約は昭和55年10月1日、東深沢消防団の発足に当り団則として制定されたものに基づき、昭和60年5月19日町会に統合を期に改訂したものである。